

国民健康保険 からの お知らせ

■お問合せ
保険年金課 内線 1124

**国民健康保険に
加入するとき
やめるときは
届け出が必要です**

国民健康保険

き全額自己負担になります。

**被保険者証が
新しくなります**

現在使用している被保険者証は、3月31日で使えなくなります。新しい被保険者証は3月末までに世帯主あてに送付します。

新しい被保険者証が届いたら、次のことをご確認ください。

○記載内容(住所、氏名、生年月日)に誤りがないか

○資格がないのに被保険者証が届いた(他の健康保険に加入、転出、死亡)

○資格があるのに被保険者証が届かない(転入、出生、他の健康保険に加入していない)

・被保険者証がない間の医療費はやむを得ない場合を除く



国民健康保険に加入するとき・やめるときは14日以内に保険年金課またはさしま窓口センターに届け出をしてください。届け出には、個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。

- 職場の健康保険などをお持ちください
- 他の市町村へ転出するとき(学生の場合はお申し出ください)
- 後期高齢者医療制度の対象となつたとき
- 死亡したとき
- 後期高齢者医療制度の対象となつたとき

国民健康保険加入の手続

手続きが必要な場合

- 職場の健康保険などをやめたとき(社会保険喪失証明書などをお持ちください)
- 他の市町村から転入したとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなつたとき

届け出が遅れると…
資格を喪失した後に国民健康保険の被保険者証を使つて診療を受けた分の医療費(国民健康保険負担分)は、後で返還していただくことになります。

現在小学6年生のお子さんの医療福祉費受給者証は、有効期限が平成29年3月31日までとなっています。新しい受給者証は3月末までに送付します。(重度障がい者の要件で~~福~~医療福祉費受給者証をお持ちのかたは除きます)

入院するときは…

県外の医療機関では受給者証は使えません。窓口では健康保険証を提示し請求された医療費をお支払いください。診療月の翌月以降に、受給者証、領収書、印鑑、通帳をお持ちのうえ保険年金課またはさしま窓口センターで償還払いの申請をしてください。

県外の医療機関にかかるときは…

医療福祉費 支給制度について 新中学1年生になるかたへ

新中学1年生になるかたへ

県内の医療機関にかかるときは…

現在小学6年生のお子さんの医療福祉費受給者証は、有効期限が平成29年3月31日までとなっています。新しい受給者証は3月末までに送付します。(重度障がい者の要件で~~福~~医療福祉費受給者証をお持ちのかたは除きます)

お問い合わせ

保険年金課 内線1122

県内の医療機関にかかるときは、必ず受給者証と健康保険証を窓口で提示してください。